

# 「部落差別解消推進法」の 実効性を問う

岡田 英治

## I はじめに

参議院選挙を間近に控えた2016年5月19日、自民党がまとめ、公明党が了承した「部落差別解消推進法案」が、民進党を加えた3党によって衆議院に提出された。法案は継続審議となり、同年9月から始まった臨時国会で成立了。法律の名称(部落差別解消)への印象からか、部落解放同盟中央本部をはじめ、部落問題にかかわる多くの団体、研究者、個人が、この法律をほぼ全面的に評価する立場に立った。これに対して日本共産党は、「同和問題は解決した」との現実無視の立場から、「同和行政を復活させるもの」「部落差別の固定化、永久化につながる恒久法」とする的外れな批判をおこなった。日本共産党の的外れな批判は論外としても、この法律が持つ政治的な意味を含めた全体的、かつ批判的な分析を疎かにしてはならない。

「部落差別解消推進法」(以下、「推進法」)が制定されて1年が経過した。この法律について筆者は、法制定以前に『解放新聞広島県版』2219号[2016.9.5]と2220号[2016.9.25]の「主張」及び『部落解放ひろしま』第99号[2017.1.1]において、批判的に論じてきた。それは「部落差別の解消」が、「推進法」が定める①相談体制の充実、②教育・啓発、③実態調査のみ実現できるのかという率直な思いと、今一つは、部落解放運動が「戦争法」、「共謀罪」の強行、明文改憲へと突き進む安倍自民党にからめ取られことへの懸念からである。

「推進法」を評価する代表格のひとりが、奥田均(近畿大学人権問題研究所／部落解放・人権研究所理事長)で、奥田は『部落差別解消法制定の意義と活用への課題[2017]』で、「部落差別解消法を読み解く」と題して様々な角度から「推進法」を評価している。本稿は、『部落解放ひろしま』第99号の拙文を加筆するとともに奥田論文への疑問を投げかけたものである。

2016年12月に制定・施行された「推進法」の全文と衆参の附帯決議は次のとおりである。

## 部落差別の解消の推進に関する法律

### (目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

### (基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

### (国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

### (相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

### (教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

### (部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

### 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

#### ○衆議院法務委員会における附帯決議（2016年11月16日）

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

#### ○参議院法務委員会における附帯決議（2016年12月8日）

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 部落差別のない社会実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。
- 二 教育及び啓発を実施するにあたっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないよう留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。
- 三 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係わる調査を実施するにあたっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真意部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法について慎重に検討すること。

## Ⅱ 法制定に至る背景

法制定に至る背景について、奥田は「約1年に及ぶ国会を舞台にした目まぐるしい取り組みの展開があった」と述べているが、和歌山県レベルの運動の取り組みとは言えても、全国運動として展開した「基本法」制定闘争や「人権侵害救済法」制定の取り組みとは違って、全国的には唐突感は否めない。和歌山県では、部落問題にかかわる何らかの法律が必要との認識で、部落解放同盟や自治体、政党（自民、公明、民主：当時）などが連携して取り組みを進めてきた。その中で政治的な役割を果たしてきたのが二階俊博・現自民党幹事長である。部落解放同盟和歌山県連と関係が深く、選挙でも二階氏を

推薦してきた経緯がある。

二階氏が自民党総務会長であった2015年11月、同氏が実行委員長を務める和歌山県人権フォーラム実行委員会(和歌山県市長会、町村会、市議会議長会、町村議長会、県、県教委、自民党、公明党、当時の民主党、部落解放同盟和歌山県連などで構成)は、「人権課題解決に向けた和歌山県集会 人権フォーラム——実効性のある法制度制定を求めて」を東京で開催した。そこに稻田朋美政調会長(当時)を講師として招いた。

講演の中で稻田氏が、「差別のない社会」を説いたことを受けて、自民党内に差別に関する特命委員会、部落問題に関する小委員会がつくられ、法案提出となった。そこには部落解放同盟和歌山県連と二階氏との関係、二階氏と稻田政調会長(安倍総理にきわめて近い)との政治家同士の微妙な思惑、結びつきがあったと考えられる。

人権フォーラムの集会でいさつした二階氏は、「国際社会において我々日本も、これから皆さんオリンピックを2度もやろうとするわけでしょう。オリンピックをやるだけの余裕があってここまで進んできたならば、この人権問題を、まあいい加減とは言いませんが、そのまま置き去りにしておいて前に進むということは、私は許されないことではないか。我々はこうした問題について、本当に真剣に考えてみようではありませんか。結婚問題、就職問題等において、現にこうした問題で苦しんでおられる方々も現にこの国に存在するならば、もう済んだんだとは、終わったんだとは、そんな無責任な言葉で私は解決できるとは思っていない…」と述べている。差別の現実を直視した政治家としての良心を読み取ることができる。

同じ自民党にありながら二階氏と安倍総理、稻田氏とは政治信条や政治手法において相当な違いがみられる。だが、自民党という政党は取り立てて申し合せをしたわけではないが、役割分担をしたかのような動きをする。被差別少数者の声に耳を傾ける二階氏の役割と、ひたすら戦争への道を突き進み人権を一顧だにしない安倍総理の役割があり、二階氏らの行為は安倍政権の悪い印象を多少ではあるが緩和させ、自民党総体としての基盤の安定性をはかるというものである。政治家同士、双方の足らざるところを補完する、あるいは相手を取り込んで自らの基盤を盤石にするということも政治の世界ではよく見受けられることである。それは現在の安倍総理と二階幹事長(安倍政権の延命を意味する総裁任期の延長などを主張)との関係を見ればよく理解できよう。

2つ目には、自民党はこれまでに、「障害者差別解消法」「女性の活躍推進法」「子供の貧困対策法」「生活困窮者自立支援法」「ヘイトスピーチ対策法」を

制定し、「部落差別解消推進法」以外にもアイヌ民族の生活向上を目的にした「アイヌ新法案」、「LGBT法案」(「伝統的家族関係が崩壊する」と主張する党内の極右勢力の反撃にあい党内調整は困難に陥っている)などの提出を準備している。このことは政権の座から滑り落ちたことを教訓とした行為と考えられる。野党や被差別者からの要求を、従来のように無視したり蹴散らかしたりするだけでは自民党の基盤が危うくなる。単に蹴散らかすだけではなく、一定程度譲歩し、野党の政策を取り込んでいく手法に転じているといえよう。自民党は狡猾である。かつて権力が許容できる内容の同和教育という意味で、「官許(官製)同和教育」という言葉があったが、法律の名称(差別解消)とは程遠く、自民党が許容できる内容の法案に変質させている。強欲にも「転んでもただでは起きない」と言ったところである。

自民党が制定した法律を先に列举したが、当事者団体の取り組みによって、また自民党の法律への容認度によって実効性には違いはある。

「障害者差別解消法」は、障害者の権利条約の批准を前にしての国内法整備(障害者基本法改定、障害者雇用促進法改正など)を当事者団体が強く求めた結果、成立したもので、「合理的配慮」の中身などをめぐって、今後の課題があるとはいえる、当事者の意見が少なからず反映されている。

「ヘイトスピーチ対策法」も、度重なる国連からの勧告、何よりも当事者の体を張っての抗議行動、差別の禁止に重点を置く弁護士や国会議員の努力によって、対象を限定するなど許しがたい問題を内包しつつも、闘いがあって実現した法律である。法制定後は、ヘイトデモや集会に対する警察、自治体の姿勢が変化している。

しかし、「推進法」は、これらと比べものにならないほどの限界と欺瞞を内包した法律と言わなければならない。「解放令」がそうであったように、解放に向けた実質的な取り組みの具体的な施策、財政的裏付けがなければ、部落解放を達成することはできない。

「障害者差別解消法」や「ヘイトスピーチ対策法」は、彼我の力関係で不十分なものとなった。しかし当事者団体は、一歩前進との評価をしつつも「問題点、不十分性」を指摘し続けている。このような姿勢であれば、法成立後に差別禁止措置がないことによって、ヘイトスピーチが横行したり、「障害者差別解消法」の「合理的配慮」が不十分であったり、曖昧にされたりすれば、当事者団体や野党は、「不十分と指摘したことが現実となった」として、法制定後も迫力をもって自民党を追及し続けることができる。

だが、「推進法」に対してのように最初から全面評価の如きふるまいをしたのでは、不十分さを指摘して次の闘いにつなげることもできない。「推進

法」の不十分性を批判しきれない部落解放同盟中央本部や運動周辺の研究者は、運動論的にも誤ったと言えよう。

さらに大事なことを見逃してはならない。「生活困窮」「子どもの貧困」「障がい者・女性差別・民族差別・部落差別」(人権状況の悪化)は、いったい誰が作り出したのかということである。歴代自民政権の政策と市場原理至上主義、新自由主義、国家主義を急速に推し進めた安倍政権ではないのかということである。人権状況を悪化させ、生活困窮者をつくり出した張本人が、何事もなかったかのような顔をして、手を差し伸べるかのような偽善をまかり通させてはならない。

3つ目には、国際的な人権水準や度重なる国連の勧告、それを受けた国内における被差別当事者団体の声の高まりに加えて、2020年の東京五輪開催に向けた国際社会への配慮がある。ロシア政府が同性愛宣伝禁止法を制定した動きなどを背景に、ソチ五輪の際にオリンピック開催都市契約で差別禁止条項(2014.9)が追加された。オリンピック開催都市と政府は、国内外から人権侵害を批判されることに極度に神経を使う。東京都と日本政府も同様である。残念ながら「差別に苦しむ人々がいるから法律を制定する。諸制度を整備する」のが目的ではなく、「オリンピックのために」である。

4つ目には、法律の第1条「目的」で述べている「情報化社会の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」ことを踏まえてのものである。すなわちインターネット上に氾濫している差別書き込みに対する対策である。氾濫する悪質な書き込みを見れば自民党議員といえども、さすがに放置できないと思ったのであろう。ただ、「推進法」で悪質な差別書き込みに有効に対処できるか否かは具体的な事例を示して後述することとする。

5つ目には自民党が、部落解放同盟を自らの党の政治基盤にするために制定したことである。つまり懷柔策である。部落解放同盟の選挙方針は「人権」に理解を示すものであれば推薦を可能にしているが、今後、自民党議員支援の動きが水面下で、あるいは表面化する形で拡大していく可能性がある。安倍自民党と厳しく対峙する部落解放同盟のスタンスが弛緩していくことが懸念される。

### III 運動体と研究者は「推進法」を高く評価

『部落差別解消法制定の意義と活用の課題』の中で奥田は言う。

法期限後の取り組みは困難を強いた。言うまでもなく「地対財特法」は部落問題の解決のための法律とは程遠い単なる財政特例法であった。そこには差別撤廃や人権尊重どころか「同和」の二文字すら登場しては

いない。しかし「腐っても法律は法律」である。こんな法律でも期限切れを迎えた途端に、「法律もなくなるほどだから部落差別の現実もたいしたことない」などという主張がまことしやかに流され始めた。(中略)「地対財特法」の期限切れ後も、個人情報保護法の施行、障害者基本法の改正、児童虐待防止法の改正、男女雇用機会均等法の改正、DV防止法の改正、ハンセン病問題基本法の制定、いじめ防止対策法の制定などなど、人権の法制度の整備は着実に進んだ。こうした中で、「同和」の文字だけが「人権」に置き換えられていった。[奥田, 2017:5]

部落差別解消法の第1条には、「部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする」とこの法律の目的が明記されている。意外な感じがするかもしれないが、部落問題の解決を目的とした法律はこれが初めてである。

1969年に制定された最初の法律である同和対策事業特別措置法の第1条では、「同和対策事業の目標を明らかにするとともに、この目標を達成するために必要な特別の措置を講ずることにより、対象地域における経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目的とする」とされていた。見てのとおり、法律の目的は部落差別の解消ではなく、あくまでも同和対策事業の目標設定と住民生活の向上に限られていた。「地対財特法」ではさらにひどく、第1条では「当該事業に係わる経費に対する特別の助成その他の国との財政上の特別措置について定めるものとする」となっている。その意味で部落差別のない社会の実現を目指すこの法律は、「あるべからざる差別の長き歴史の終止符が一日もすみやかに実現されるよう」にと訴えた「同対審」答申の理念が初めて社会規範(法律)となったものと言える。[奥田, 2017:12]

かつての同和対策事業特別措置法における国及び地方公共団体の責務は「同和対策事業を迅速かつ計画的に推進するよう努めなければならない」(第4条)とされており、限定された同和対策事業の実施に留まっていた。国が指定する同和対策事業さえ実施しておればその責務は果たされていることになっていたのである。「地対財特法」にあっては「地域改善対策特定事業を円滑かつ迅速に実施する」ことが求められていたに過ぎない。これらに比較すれば、「部落差別の解消に関する施策を講ずる」と打ち出したことの意味は大きい。[奥田, 2017:13]

つまり奥田の主張は、「同和事業特別措置法」はひどいもので、「地対財特法」は、さらにひどい、これらに比較して「推進法」は素晴らしい、ということである。奥田均編著『ガイドブック部落差別解消推進法〔2017〕』の「はじめに」においても、「部落差別解消推進法はかつての事業法の復活ではない。部落に対する法律ではなく『部落差別のない社会を実現することを目的』とした広く社会に向けた法律である。もちろん、それはよき目に向けた一里塚に過ぎないが、『部落改善』から『社会変革』へと法律の舵は大きく切られた。この法律を糧とした、新たな時代の創造が問われている」として高い評価を与えている。筆者には「社会変革」につながるような力をこの法律から感じ取ることはできない。33年間にわたる「特別措置法」よりもこの度の「推進法」のほうが画期的で良いとする論の誤りは、多少の時間を要するかもわからないが、これから展開される現実が気づかせてくれるであろう。

まず、「法律が期限切れを迎えた途端に…」と述べている点から考えてみたい。

「法律の期限切れ」、実際は「打ち切り」が正確であるが、1996年の「地域改善対策協議会意見具申」(以下、「意見具申」)で打ち出されたものである。「意見具申」にはリップサービスの文言が踊っている。「二十一世紀は『人権の世紀』」、「同和問題など様々な人権問題を一日も早く解決するよう努力することは、国際的な責務である」「同和問題は過去の課題ではない。この問題の解決に向けた今後の取り組みを人権にかかるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりをもった現実の課題である」「同対審答申は、『部落差別が現存するかぎりこの行政は積極的に推進されなければならない』と指摘しており、特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が、同和問題の早期解決を目指す取組みの放棄を意味するものではないことは言うまでもない。一般対策移行後は、従来にも増して、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、一部に立ち遅れのあることも視野に入れながら、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努め、真摯な施策を実施していく主体的な姿勢が求められる」などがそれである。

だが、「意見具申」の核心部分は差別の現実を無視しての、特別対策の法打ち切りと同和問題・同和教育の人権一般化・埋没化である。奥田のいう「『同和』の文字だけが『人権』に置き換えられていった」ことを打ち出したのである。奥田は「法期限後の取り組みは困難を強いた」「『腐っても法律は法律』である」と地対財特法が失効したことも嘆く。だが同和問題の人権一般化や法失効を打ち出した「意見具申」を中央本部や部落解放研究所は評価したのではないか。当時の文献を検証してみるべきである。

次に、「部落差別解消法の第1条には、『部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的とする』とこの法律の目的が明記されている。意外な感じがするかもしれないが、部落問題の解決を目的とした法律はこれが初めてである…」と述べている点である。

1969年の同和対策事業特別措置法は、「同和対策審議会」答申(以下、「同対審」答申)の「結語」にある「現行法規のうち同和対策に直接関連する法律は多数にのぼるが、これらの法律に基づいて実施される行政施策はいずれも多分に一般行政施策として運用され、事実上同和地区に関する対策は枠外に置かれている状態である。これを改善し、明確な同和対策の目標の下に関係制度の運用上の配慮と特別の措置を規定する内容を有する『特別措置法』を制定すること」を受けて制定されたものである。

同和対策事業特別措置法の第1条「目的」は、「同和対策事業の目標を明らかにする」としている。そしてその「目標」は、第5条(同和対策事業の目標)において「同和対策事業で規定されている目標は、対象地域における生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化等を図ることによって、対象地域の住民の社会的経済的地位の向上を不当に阻む諸要因を解消することにあるものとする」と規定している。

そもそも部落差別を部落差別ならしめているものは何か。「同対審」答申は、「同和問題の本質」を「近代社会における部落差別とは、ひとくちにいえば、市民的権利、自由の侵害にほかならない。市民的権利、自由とは、職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、居住および移転の自由、結婚の自由などであり、これらの権利と自由が同和地区住民にたいしては完全に保障されていないことが差別なのである。これらの市民的権利と自由のうち、職業選択に自由、すなわち就職の機会均等が完全に保障されていないことが特に重大である。なぜなら、歴史をかえりみても、同和地区住民がその時代における主要産業の生産過程から疎外され、賤業とされる雑業に従事していたことが社会的地位の上昇と解放への道を阻む要因となったのであり、このことは現代社会においても変わらないからである。したがって、同和地区住民に就職と教育の機会均等を完全に保障し、同和地区に滞留する停滞的過剰人口を近代的な主要産業の生産過程に導入することにより生活の安定と地位の向上を図ることが、同和問題解決の中心的課題である。」としている。

「本質」とは、「ある事物をそのものたらしめるそれに固有の性質のこと」[森宏一ほか, 1971]である。部落差別の本質規定を誤れば有効な手立てを講じることはできない。この「同対審」答申の規定は、解放理論の「三つの命題」が言う「部落差別の本質は、部落民に市民的権利が行政的に不完全にしか保

障されていないこと、なかでも就職の機会均等の権利が保障されていないため主要な生産関係から除外されている点にある」とも齟齬はない。

確かに奥田が言うように、名称は「同和対策事業特別措置法」で、「部落差別解消」という文言はない。しかし、部落差別の本質に照応して諸事業・対策がおこなわれた「同和対策事業特別措置法」と「部落差別解消」と銘打ってはいるが財政措置もなく、相談活動と教育・啓発、実態調査の「推進法」と比べて、部落問題解決にどちらが実効性を持つのか、それは一目瞭然である。「同和対策事業特別措置法」で得た数多くの成果を軽視すべきではない。財政措置を伴う「特別措置法」は、住宅、道路などの環境改善、就労対策のための諸事業、高校、大学の給付型奨学金、生活、教育、経営相談員等による相談活動等によって大きな変化をもたらした。この成果を奥田はどう見ているのであろうか。

筆者は、部落解放運動の成果としての同和対策事業によって、「やっと人間らしい生活ができるようになった」「バラックのような家からやっと解放された」「もし奨学金制度がなかったら高校、大学への進学は断念していた」などの言葉を数限りないほど聞いてきた。それらの声は解放運動活動家にとって運動へのエネルギーにもなってきた。同和対策のための一連の「特別措置法」の不十分性は認める。ゆえに「部落解放基本法」制定を求めてきたのであるから。しかし、多くの成果を上げた「特別措置法」よりも今回の「推進法」を評価する奥田の論は、あまりにも現実を無視したものと言わざるを得ない。それがこれまでの歩みを知る多くの部落解放運動家の実感ではなかろうか。

同和教育の人権教育への一般化にかかるはどうか。

2000年に人権教育及び人権啓発に関する法律が制定され、人権教育や人権啓発の取り組みが広がりを見せている。しかし2002年の「地対財特法」の期限切れなどが影響してか、こうしたなかでの「同和教育の軽視」「部落問題抜きの人権教育」の傾向がみられる。〔奥田, 2017:14〕

これは前述した「意見具申」の核心部分からして、十分想定できたことで、政府から言えば「狙いどおり」ということである。「意見具申」が、「これまでの同和教育や啓発活動で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権啓発として発展的に再構築すべきである」としたところが、同和教育の人権一般化・埋没化の方向性を示した部分である。ダブルスピーカ（二重語法）の典型である。大企業が労働者を大量解雇するとき、世間体を考えて「大量に労働者の首切

りをおこなう」と、露骨に言えない。そこで目先をごまかすために用いた表現が、「事業再構築」=リストラであった。ただこの表現の持つ本当の意味は、時間を経ずして国民が本質を見抜いた。「同和教育を人権教育に再構築」は、文字どおり同和教育のリストラであった。

2017年3月に開催された第74回全国大会方針の「部落解放運動の闘いの基調と基本的課題」の(2)⑦のなかで、初めて「『部落差別解消推進法』では、部落問題解決のために教育・啓発を推進することが明記されています。この間、人権教育の枠組みのなかで、同和教育や部落問題研修が後退してきました」(傍線筆者)との文言が入り、集会等でも幹部が同様の発言をし、奥田も同じ考えを述べるに至った。「意見具申」が出されて20年、「意見具申」の毒素を認識するのにあまりにも長い年月を要してしまったといえよう。

のことと関連するが、2000年12月に制定された「人権教育・啓発推進法」について、部落解放同盟中央本部の組坂繁之中央執行委員長は、事あるごとに「みんな法律が切れた、無くなったというが人権教育・啓発法があるではないか」と述べ、加えて、同法1条の「人権尊重の重要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害にかんがみ、人権の擁護に関する施策の推進について、国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備し、もって人権擁護に資することを目的…」をもちだして、「社会的身分、門地を冒頭に持ってきたすばらしい法律だ」と力んで見せた。筆者は全国大会で、「人権教育・啓発法で同和教育が従来にも増して前進したのか、それとも教育現場から同和教育という言葉すら聞かれなくなるぐらい後退したのか。現実を直視して答弁してほしい」と質問したことがある。残念ながら答えは返らなかった。

事業法をめぐる議論も同様である。組坂委員長は、上杉佐一郎前委員長の言葉であり遺言だとして「(特別対策としての)事業法は求めない」と、ことあるごとに各種会合で述べる(最近になって「事業法は求めない」との発言は、上杉委員長の側近であった谷元昭信・元中央本部書記次長が、1992年9月に大阪で開催された部落解放研究第26回全国集会での委員長あいさつ文の原稿に差し込んだことを同氏の著書『冬枯れの光景 [2017]』で知った。この発言について、当時の小森龍邦書記長は「上杉委員長の気持ちは、『部落解放基本法』制定を視野に従来のような不十分な事業法のみの法律はいらないという意味に修正した」と後に述べている])。部落問題を「深刻な社会問題である」と主張する当事者団体のトップが、なぜ「部落問題は一般対策で解決できる程度のもの」と言わんばかりのことを発信しなければならないのか。しかも事業法を求めない理由を、「利権がはびこるから」と言うに至っ

ては、情けない限りである。日本共産党の「同対審答申毒まんじゅう論」の前にひれ伏し、自己批判しなければならない。

特別措置法に基づく諸事業そのものに問題があるのではない。それを運用する運動側の、しかも幹部のありようにこそ問題の原因を求めるべきではない。広島県連が、1972年の第19回県連大会以降、「社会立場の自覚的認識」=主体の確立、部落解放運動的人間像、「部落解放を達成しうるにふさわしい人間のありよう」、内省・自省の重要性などをくどすぎると思われるほど説いてきたのは、そのことを危惧したことである。

奥田は、解放新聞中央版第2792号 [2016.12.19] の「主張」の「『部落差別固定化法』『部落差別永久化法』などと反対したり、消極的な評価や政治的な背景を取り上げるよりも、現存する部落差別と真剣に向き合い、差別を支える社会意識や社会の仕組み、実態を変革、改善していくために、ともに闘うこと訴えることが重要ではないのか」を引用し、「同感である」[奥田, 2017:16] と述べ、「部落差別解消法制定の背景にさらに付け加えるとすれば、部落差別解決に執念を発揮する政治家の存在を挙げておきたい。それが二階俊博議員である。同議員の政治的スタンスにはいろいろな評価もあるが、しかしその存在は今般偉大な個性を発揮したといえる。またそのような政治家を生み出した和歌山の解放運動の役割も忘れてはならない」と高い評価を与える。

「推進法」の不十分性を明らかにすること、政治的性格を分析すること、不十分極まりない法律ではあっても、これを活用することは何ら矛盾しない。にもかかわらず「消極的評価をするな」「批判を慎め」と言わんばかりの自民党に腰が抜けた論調こそが、自民党にからめ取られている証左と言えよう。

政治家に対する評価も一面的であってはならない。今回の「推進法」を過去の特別措置法よりも評価する奥田の立場と、「実効性に乏しく、不十分極まりないとする」筆者の立場では、二階氏に対する評価も大きく違ってくる。確かに一つの分野、一場面では際立ったことをなしうる政治家はいる。ただ、日本を戦後最大ともいるべき危機に陥れている安倍政権の自民党総務会長、幹事長としてどのような役割を演じているかを冷徹なまなざしでみなければならない。でなければ「解放同盟は、自民党に『推進法』で釣られ、安倍政権と厳しく対峙できなかった」として、心ある多くの共闘の仲間から信頼を失う事態を招きかねない。

#### IV 法律の問題点と自民党の欺瞞性、そして法務省の体質は

法律の問題点と自民党の欺瞞性は、法案をめぐる衆議院法務委員会

[2016.5.25] のやり取りに表れている。共産党議員による、「同和対策事業の復活や確認・糾弾活動の根拠になる」との質問に対して、提案(議員立法)した自民党議員は、「この法案では、今回、理念法にとどめました。したがって、財政の援助あるいは処罰とかいうものは一切はずしています。そういう意味で、これまでの人権擁護法案の時の人権委員会、あるいは人権委員会設置法案のときの人権委員会とはまったく様相を異にするものです」「ご懸念されたような糾弾、これも一切ないようにということをかなりきっちりと心がけて条文をつくった」と述べ、自民党の性根(財政措置を講じなかったことを自慢し、糾弾を否定)を丸出しにしている。常日頃「糾弾は部落解放運動の生命線」と言っている部落解放運動が、自民党に気兼ねをしてのことか、このことには一言の反論もない。不思議なことである。

また、法律を提案した自民党議員は、この時の法務委員会で「生活環境の改善を目指した同和対策の三法、この三法が終わった時点で、地方公共団体の方々の中には、多くの人たちが、ああ、もうこれで、同和の方の相談を受けても、もうできないんだなというふうに、ある意味で勘違いをしている方が相当おられるわけです。だけれども、それは、現実には、部落差別の解消という観点からはおかしいと思うんです」とも述べている。

この文言だけ見れば領ける点もあるが、「地方公共団体の方々」が、「もうできないんだなというふうに、ある意味で勘違いをしている」のではなく、「特別措置法」を打ち切り、実効性ある取り組みをできなくしたのは、ほかならぬ自民政権である。いずれにしても部落差別に関する考え方の一貫性のなさ、曖昧さ、差別性が表れている。

また、稻田氏は前述の講演の中で、「わが党の方針は、人権擁護法案(人権の定義があいまいな)という包括的な一般法を作るのでなくして、個別法で解決していく」というのがわが党の考え方とも述べており、「部落差別解消推進法」の制定は、部落解放同盟中央本部などが求めてきた人権擁護法案(人権侵害救済法)が、今後俎上にのぼらないことを意味する。「人権侵害救済法」の制定は困難な上に困難を極めることになる。

稻田氏の「個別法で解決…」についても、1996年の地対協「意見具申」を受けての「人権擁護施策推進法」(1996年)、「人権教育・啓発推進法」(2000年)、「人権擁護法案」(2002年法案提出、2003年10月衆議院解散で廃案)の如く、個別法(部落問題)を否定して、「包括的」な人権一般にしたのは、ほかならぬ自民党であったことも指摘しておかなければならない。

「実態調査」については、私たちが求めている生活全般にわたる本格的な生活実態・意識調査ではなく、5年に一度行われている内閣府の人権に関する

る世論調査を念頭に、法務省が行うようであるが、法務省の反人権体質は多くが知るところであり、薄っぺらな意識調査でお茶を濁す可能性大である。

法務省は、わが国唯一の人権擁護行政を所管する省であるが、その体質、姿勢には目を覆いたくなる。広島県連が取り組んだ広島法務局にかかる二つの事件と現在取り組んでいる一つの事件を紹介しておこう

2013年、広島法務局東広島支局長が人権講演会で、「フィリピン人はちゃんとほらん」「中国人は自己主張、自尊心が強く嘘つき」などと発言した。法務省は出入国管理も所管している。これでは公正な出入国管理は望めない。

2014年には呉支局の人権擁護委員研修会で総務課長が、「『部落地名総鑑』を配っただけでは人権侵害にならない」と発言。ひとりの人権擁護委員が「『部落地名総鑑』の作成そのものが差別」と指摘すると、同席していた広島法務局人権擁護部長が、「就職差別に利用したかどうかが問題で、利用しなければ人権侵害にならない」と発言する始末であった。いずれの事件も抗議と批判にあい謝罪に追い込まれた。

「推進法」がインターネットへの差別書き込みを念頭に制定されたことは先に触れた。果たして実効性はあるのであろうか。法制定後に起きた差別書き込みの具体的事例をもとに考えてみたい。

2017年3月、広島県内に住むWさんから、看過できないインターネットの書き込みがあるとの連絡が広島県連に入った。

内容は「〇〇(尾道市内に実在する事業所)の真面目な整備士が明らかに不当な理由で解雇されたそうですが、黒字を確保するために危険な整備不良の自転車も貸し出すなんてアホすぎませんか？穢多の第2第3世代で元暴走族のチンピラが経営しているのでしょうか。A工業みたいな？笑」というもの。

県連はプロバイダに削除要請したが削除されず、部落解放同盟尾道市協議会は尾道市人権推進課に問題提起した。尾道市人権推進課は、広島法務局尾道支局へ削除要請したが、「個人が特定できないため人権侵犯に該当しない。また削除要請は当事者からの相談(意思確認)が必要のため市の要請に応えることは困難」という回答であったようである。

尾道市協事務局長でもある筆者は、泉谷等市協議長とともに尾道支局を訪ね、詳細に差別性を指摘したうえで、人権侵犯事件として扱い、削除要請等の取り組みをするよう求めたが、尾道支局に対応能力はなく、広島法務局と協議したのちに回答するといった状況であった。このようなやり取りは3回続いた。尾道市協は業を煮やし、「尾道支局で対応できないのであれば広島法務局も同席を」と言ったところ、4回目は広島法務局・尾中人権擁護部第二課長、田村調査第1係長同席のもとのやり取りとなった。4回にわたる

主なやり取りは次のようなものであった。

市協 インターネットへの書き込みで法務局は、尾道市行政に対して、「人権侵犯として対応できない」と言わされたそうだが、それはおかしい。書き込みの内容からして個人を特定したのも同然。この内容が人権侵害と言わずして何を人権侵害というのか。また、個人を特定しなくても、人を貶める文脈で「穢多」を使うのは我々被差別部落全体を侮辱したことになる。「部落差別解消推進法」が制定された背景に「情報化の進展に伴って部落差別の状況の変化が生じている」がある。法制定を受けての取り組みの変化がなければ法律を制定した意味がない。法務局 被害者でない第三者からの申告は受けられない。被害者本人からでなければ救済手続きの開始はできない。

市協 ①「部落差別解消推進法」の制定を受けて作成された法務省のチラシに、「インターネット上で差別を助長するような内容の書き込みがされるといった事案も発生している」とあるが、今回の書き込みの内容は「差別助長」と考えないのか、②書き込み内容は「穢多のものはろくなことをしない」という文脈で、同じ立場である我々自体を差別し、侮辱したことになるが、それでも「第三者」と言い切るのか、例えば「穢多のものはろくなもんじゃない」「朝鮮人や沖縄のものはろくなもんじゃない」と書き込まれても法務局は何もしない、できないということか、③被害の申告があろうがなかろうが今回のような事案を法務局が知ったら「差別助長の事案」として何らかのことをすることがあってもいいのではないか、④法務省のチラシには、「差別助長の目的で特定の地域を同和地区であると指摘するなどの情報を認知した場合は、その情報の削除をプロバイダ等に要請するなど適切な対応に努めています」とあるが、同和地区を指定した場合はダメだが今回の場合は問題ないというのはおかしい、⑤結論的に、このようなひどい差別書き込みであっても、第三者からの申告は受けない、この案件は放置しますということでおよいのか、「解消法」ができても今回のよくな差別書き込みは放置するということか。

法務局 今回の事案は特定の者への人権侵害と考える。この件で同じ回答しかない。

市協 物事は結果が重要だが、法務局として何もせず放置するということか。

法務局 (黙)

市協　再度聞くが放置するということか。

法務局　法務局の考えは述べたとおり。

市協　以前も言ったが、「穢多のものはろくなもんじゃない」「朝鮮人はろくなもんじゃない」と言っているに等しい書き込みだが、差別助長ではないのか。

法務局　表現内容がどうかで対応しているものではない。仮定の話には判断できない。そういうことがあった時点で考える。話としては聞くが。

市協　今回のケースで支局が答えられず何回もやり取りをしているが、「仮定の話には判断できない」というのも納得しがたい。一定の判断基準も持っていないということか。差別、人権侵害を受けたものは一日も早く傷を癒してほしいとの思いだが、このような法務局の姿勢ではそれを期待することはできない。今回の事案を結果的に法務局が取り上げない、放置するということになれば「解消法」を制定した議員も驚くのではないか。世間の常識からしても今回の書き込みは「差別助長」と考えるだろう。法務局の考えが相當ずれていることに気付くべきだ。法務局の考えは納得できない。

やり取りは以上のようなものであった。このようなやり取りは他の都府県でも法務局との間で行われているが、似たようなものである。

法制定に至る衆議院法務委員会の審議で、自民党議員は「最終的には部落差別がない社会を想定すれば、そこにおいては、今我々が想定（インターネットへの差別書き込み＝筆者）しているようなことはないでしょう。しかし、今現実に存在するんですから、存在する以上は、それをどういうふうに解消していくか、それが我々のポイントだと思うんです。そういう意味で何もないというよりも、根拠法としてあることが大事だと思うんです」と述べた。しかし、法制定から1年が経過した現在、法務省の姿勢に変化は見られない。

「法務省にできる最大の人権への貢献は人権擁護行政から手を引くこと」と、ある弁護士が言った。的を射た表現である。

「相談体制の充実」についても、現実は、同和対策のための職業相談員や経営相談員を廃止し、生活相談員も大幅に縮小してきた経過がる。自治体独自の相談員もしかりである。予算措置がないことを考えると多くは期待できない。奥田は「積み上げた相談事例を分析し、『部落差別のない社会を実現する』ために必要な施策を積極的に発信していくことが期待される。それが差別禁止法や人権委員会の設置などによる人権侵害救済体制の整備に道を開くことになる」[奥田, 2017:14] と述べるが、机上の論理に思える。

何よりも、「部落差別を解消」するためには、就職、教育、結婚、生活や居住環境全般にわたる国民一般との格差をなくさなければならないが、法制定に至る審議の内容や「推進法」の中身からしてそのことに踏み込む国の姿勢は微塵も見られない。加えて、1996年の地対協「意見具申」以来の、「同和問題は基本的に解決した、これからは一般行政」とする当時の自民党と官僚が引いた路線のことを考えると、あくまで従来の路線の枠内における「推進法」であると見なければならない。

「教育及び啓発」については、部落問題の人権一般化によって部落問題は、数多くの人権課題の中のひとつに過ぎない位置づけに落とされた。しかも、人権全般にかかる啓発予算は、全国的な動向は知らないが、広島県及び県内の自治体では毎年減額の傾向にある。掛け声と事実は違うということである。

国（法務省）が実施する「実態調査」も先に述べたとおりである。

## V 法律の活用は当然のことだが…

この法律の不十分性、欺瞞性を指摘した。「法律を全面否定するのか」との批判を受けそうである。この法律は全く無意味なものかといえば、そうとも言えない。重ねて言うが「推進法」の不十分性を批判することと活用することは全く矛盾しない。

部落解放同盟尾道市協議会は、次のような申し入れを尾道市長と教育長に對して行った。このような申し入れは県内の市町でも行われている。

2017年7月4日

尾道市長 平谷祐宏 様  
尾道市教育長 佐藤昌弘 様

部落解放同盟尾道市協議会  
議長 泉谷 等

### 「部落差別解消推進法」制定を踏まえての申し入れ

日頃より人権確立の社会実現をめざして、ご尽力されていますことに、心より敬意を表します。

さて、昨年12月に「部落差別解消推進法」が制定されて半年が経過しました。ご承知のようにこの法律は、自民党が法案を作成し、自民、公明、民進の3党の議員によって提案され、日本共産党を除くすべての会派の賛成に

よって成立したものです。

法律は、第1条で「現在もなお部落差別が存在する一略一部落差別は許されないとの認識の下に一略一部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする」とし、国及び地方公共団体に対して、「部落差別解消に関する施策を推進」(第3条)、「相談体制の充実」(第4条)、部落差別解消のための「教育及び啓発」(第5条)、地方公共団体の協力を得ての国による「実態調査」(第6条)を規定しています。

部落差別をめぐっては、差別落書き・投書、インターネットでの差別書き込み、『全国部落調査』(『部落地名総鑑』の原典)の販売等、差別事件が後を絶たず、極めて深刻な状況にあります。また、1996年の地域改善対策協議会の「意見具申」が残された課題として指摘した被差別部落の就労や教育は、格差拡大の社会状況にあって、改善は見られず、むしろ悪化の状況にあります。また、近年自治体が実施した「人権意識調査」でも人権意識が悪化(被差別部落出身者との結婚などをめぐって)している傾向がみられます。

つきましては、「部落差別が現存するかぎりこの行政は推進されなければならない」とした同和対策審議会答申及びこの度の「部落差別解消推進法」の制定を踏まえ、下記の内容を具体化していただきますよう申し入れます。

## 記

- 1) 本法第3条の「地方公共団体が講ずる部落差別解消に関する施策を推進する」にあたっては、被差別部落の生活実態全般を踏まえた総合的な施策を推進されたい。
- 2) 現状の「相談体制」及び「教育・啓発」から法律の内容を踏まえた新たな「相談体制」「教育・啓発」の具体策を早急に明らかにし、実施されたい。
- 3) 本法の部落差別解消に向けた「地方公共団体の責務」(第3条)を果たすためには、その前提に「部落差別」がいかなるものであるかの正しい認識が必要となります。近年、地方公共団体の職員が差別事件を引き起こす事例もあり、また若い職員の中には部落問題の基礎的な知識すらない人も少なくありません。速やかに自治体職員及び教職員の研修を実施されたい。
- 4) 地方公共団体の協力を得ておこなわれる実態調査が、単なる意識調査に終わるのではないかと危惧されています。国による実態調査が部落差別解消に実効性あるものとなるよう関係機関に働きかけられたい。
- 5) 本法が部落差別解消に向けた「教育・啓発」の重要性を規定しているにもかかわらず、人権啓発全般の予算が削減される傾向にあります。部落差

別解消に向けた教育・啓発予算を大幅に増額されたい。

6)本法が制定された背景には情報化社会の進展に伴う、インターネット上の悪質な差別書き込みがあり、尾道市においても、市内事業所の経営者を狙った差別書きこみ事件が発生しています。すでに幾度となく市行政に対し削除要請等、対応策の整備、体制づくりを申し入れているところですが、対応の遅れは否めません。市行政としてスピード感を持った取り組みをされたい。また、インターネット上の人権侵害を許さない法整備を関係機関に働きかけていただきたい。

7)本法制定以後、大分県教育庁などが「この法律の趣旨をふまえ、積極的に人権・同和教育に取り組むことが必要です」「部落問題学習を進めましょう」と教職員に訴えるなど、多くの地方公共団体が法律を踏まえた取り組みを開始しています。教育委員会におかれましては、学校教育において現在、「部落差別」をめぐる「教育・啓発」がどのようになされているかを明らかにし、法律の趣旨をふまえ、遵法精神に則り、今後「部落差別をめぐる教育・啓発」を具体的にどのようにされるのか、早急に内容を明らかにされたい。

この法律は、「部落差別はない」などとうそぶく極右・自民党議員や実態調査を拒む自治体、同和教育を敵対視している広島県教委、あるいは厚労省の隣保事業など予算を維持しようとする官僚、部落問題は解決済みとする日本共産党などに対しては「一定の有効性」を持つ。「一定の有効性」と述べたのは、「解放令」が出されたのちに公然と差別発言をするものに、「解放令が出ているのを知らないのか」との言葉を返すことができる程度である。先に述べたように、「意見具申」の「同和問題解決への展望」にある、「同対審答申は『部落差別が現存する限りこの行政は積極的に推進されなければならない』と指摘しており、特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が同和問題の早期解決をめざす取り組みの放棄を意味するものでないことは言うまでもない。一般対策移行後は、従来にも増して、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え……」と述べた部分を示して解放運動は自治体を追及することはできるし、できた。広島県連も、筆者自身もしばしばこの文言を引き合いに追及してきた。しかし、そこから実効性のある成果を勝ち取ることができるかといえば、それ以上のことではない。これらの言葉をぶつけた後にむなしさも残る。部落解放同盟の追及に真面目な自治体職員は苦悩するが、「差別がある限り……」とはいっても具体的な回答は出すことはできない。それは法律に基づく財政的裏付け、根拠がないからである。

## VI 危惧される安倍自民党との関係

「法律がないよりはあった方がよい」と考える人は多い。筆者もそう思う。だが、それには前提がある。全国水平社以来の歴史を持つ部落解放運動が安倍自民党にいささかたりともからめ取られることがあってはならないということである。いささかたりともである。

稲田氏は、安倍首相と同様に名だたる極右政治家である。歴史修正主義者が引き起こした裁判(南京大虐殺で行われた百人切りを虚偽だとする裁判や沖縄での集団自決を取り上げた『沖縄ノート』の著者大江健三郎さんと出版元の岩波書店を訴えた裁判)で原告側の弁護人(いずれも原告敗訴)を務めたり、選択的夫婦別姓では「家族の崩壊につながりかねない」と反対、男女共同参画社会基本法にも反対している。日本の核武装をめぐっても「日本独自の核保有を単なる議論や精神論ではなく国家戦略として検討すべき」とも述べている。極めつけは靖国問題である。「靖国は不戦の誓いをするところではなく『祖國に何かあれば後に続きます』と誓うところ」と言い切っている。防衛大臣当時に見せた醜態は記憶に新しい。安倍政権の戦争法をはじめとする数々の蛮行については多くの人が憂いを超えて怒りに達している。9条の明文改憲など究極の人権侵害(戦争)に向かって突き進む政治家が言う「部落差別解消」の欺瞞を見抜けないようでは、全国水平社以来の部落解放運動が何であったのか問われよう。

先にも述べたように、「推進法」は部落解放同盟を自民党の支持基盤にするための懷柔策でもある。かつてのように自治体を巻き込み、自民党を突き上げて、政策変更を迫るという部落解放運動本来の在り方で法案が提出され、制定されたわけではない。

部落解放運動は、改めてどのような道筋をたどれば部落問題が解決できるのかを解放理論(三つの命題)や「同対審」答中に照らして明らかにしなければならない。そして「人権擁護施策推進法」や「人権教育・啓発推進法」が、部落問題解決につながったのか、それとも部落問題を人権一般に埋没させ、同和行政、同和教育を葬り去ったのか、その答えは現実が教えている。同和行政、同和教育が葬り去れているにもかかわらず「人権」を冠した法律ができたということをもって何か前進しているかの如き錯覚をもってはならない。今回の「部落差別解消推進法」に過大な期待を寄せることもそうである。漠然と完全解放に向けて前進しているかのような錯覚を振りまくことは厳に慎まなければならない。

## 文献

- 奥田均編, 2017, 『ガイドブック部落差別解消推進法』 解放出版社.
- 奥田均, 2017, 「部落差別解消法を読み解く」 部落解放・人権研究所編『部落差別解消法制定の意義と活用への課題』一般社団法人部落解放・人権研究所.
- 森宏一・古在由重, 1971, 『哲学辞典』青木書店.
- 谷元昭信, 2017, 『冬枯れの光景 上—部落解放運動への默示的考察』解放出版社.

(おかだ・えいじ 部落解放同盟広島県連合会)